

少年矯正の再構築：「矯正」モデルから「立ち直り」モデルへ

中島, 学

<https://doi.org/10.15017/1931683>

出版情報 : Kyushu University, 2017, 博士（法学）, 課程博士
バージョン :
権利関係 :

氏名	中島 学		
論文名	少年矯正の再構築 - 「矯正」モデルから「立ち直り」モデルへ-		
論文調査委員	主査	九州大学 教授	土井 政和
	副査	九州大学 教授	武内 謙治
	副査	九州大学 教授	井上 宜裕

論文審査の結果の要旨

本論文は、少年法の目的と社会的・時代的要請に対応しうる「矯正教育」の再構築を図ることを目的とし、従来の「改善更生・社会復帰支援」とされる「矯正」モデルに代えて、「回復・立ち直り」モデルを提示した意欲的なものである。

論文は、序論、本論、結論の三部から構成されている。

序論では、問題の所在、研究の背景と目的、先行研究、論文の構成などについて記述されている。

本論は、第一、「矯正」の明確化とその今日的課題分析、第二、新たな処遇モデルとしての回復・立ち直りモデルの適用、第三、「立ち直りの自己物語」の実証、からなる。

第一、「矯正」の明確化とその今日的課題分析では、「少年矯正」の現状と課題を明らかにする趣旨から、文献研究の方法を通して、「矯正」という用語の成立と展開、それとは異なる「矯正教育」の目的と内容・方法の変遷、そして、国際準則や子どもの権利論等から、施設収容処遇における大人とは異なる処遇上の留意点等を明らかにしている。これらの検討結果から、「矯正」が、「性格の矯正」に代表されるように、個人の心理など内部に改善すべきものを設定し、その除去・改善を図るという医療・改善モデルの問題点と、当人の全人的な成長発達や社会適応・社会化といった処遇理念を欠いているなどの問題点を明らかにしている。

第二、新たな処遇モデルとしての回復・立ち直りモデルの適用では、第一で把握された課題に対応しうる、新たな取組等を明らかにする趣旨から、「社会構成主義」や「関係性論」に着目し、福祉や家族療法等で活用されている「回復（リカバリー）モデル」に準拠しつつ、次のことを明らかにしている。すなわち、処遇対象としての「自己」は「自己同一性」の形成として把握しうること、また、従来からの「改善更生・社会復帰支援」とされる矯正教育の目的を「社会の一員として再非行せずに生活すること」へ、処遇方法としての「改善」を自己変革としての「自分が変わる」ことへそれぞれ置き換え、その実現が「自己物語」として形成されることを明らかにした。さらに、そこで生じうる回復の過程においては、言葉を介した他者との関わりや共同体の一員としての相互作用（関係性）が自己省察を形成し、自己変革の確証を自分自身に与えるという、新たな処遇モデルとしての「立ち直りの自己物語」モデルを提示している。

この検討では、自己同一性の確立としての「立ち上がり」支援と、非行からの立ち直りを自らがこれまでの生活等を振り返り語り直すという「立ち直り」支援が、非行少年処遇には必要であることが明らかにされている。つまり、犯罪や非行から離脱・立ち直るという「更生」の過程においては、心理学的な「性格の改善」とは異なる、非行をしない生活をしようとする意思の形成とその生活を継続する自分自身の変化を、他者との関わりをとおして言語化し、回復の物語として語ることが更生としての立ち直りの形成に必要であること、また、自らの立ち直り（回復）を自らが語ると

いう「立ち直りの自己物語」の形成を支援・促進することが、未成年の自己形成を阻害することなく、その成長発達を支援する施設内処遇として有効に機能しうることが明らかにされている。

第三、「立ち直りの自己物語」の実証では、実証研究として、第二の検討によって新たに矯正教育の目的とされた「社会の一員として再非行せずに生活すること」が「立ち直りの自己物語」モデルによってどのように形成しうるのかについて、立ち直った少年らのナラティブや少年院における実践報告、そして、立ち直りの当事者や支援者へのインタビュー等を対象として、分析・検討されている。具体的には、更生の過程とそこで必要とされる「語り（ナラティブ）」や、他者との関わりや共同体の一員としての相互作用（関係性）の重要性が明らかにされている。

その結果、「矯正」モデルには、「子ども」の成長発達や最善の利益を阻害し、その人格形成に悪影響を及ぼす要因やある種の限界・弊害が内在しており、これに対処しうる方策として、「立ち直り」モデルの有効性が、事例研究等に基づく質的研究により確認されている。

結論では、以上の検討を通して、犯罪や非行からの「立ち直りの自己物語」の形成は、本人だけでなく他者をも成長させ、変化を促すことになること、そして、このような「立ち直りの自己物語」が語られるためには、言葉と、共同体の中で積み重ねられる対話と、それを通した省察から形成される自己同一性の確立と、「語り」によって書き換えられる新たな自己同一性の獲得が必要となることが明らかにされている。そこでは、生活や経験を共にすることによって形成される信頼や居場所といった、他者との関係性構築としての「共生」機能と、立ち直りの過程における相互作用によって、立ち直りの当事者のみならず、その立ち直りに参画する支援者等も当事者性を有することにより、共に成長するという「共育」機能が内在していることが示されている。わが国の少年院においては、この「共生・共育」のような対話を重ね、自己の立ち直りを語りうる、自己同一性の変容が図れる生活環境が提供されてきている。その意味において、少年院の処遇は、そのよって立つ理念を「矯正」から脱構築することにより、立ち直りの場として再構築しうること、つまり、このような「共生・共育」理念とそこから派生する「立ち直り」モデルによって、「矯正」モデルに内在する、ゆき過ぎた物象化・科学主義や専門家中心主義がもたらす弊害を克服し、社会的排除などある種の被害性を有している非行少年らの立ち直り支援の有効性と可能性を示している。

本論文は、第一に、従来の医療・改善モデルに基づく「矯正」が、「性格の矯正」に代表されるように、個人の内面に改善すべきものを設定し、その除去・改善を図ることを目的としているため、過度の物象化・科学主義、専門家中心主義に陥る可能性があること、そして、それがもたらす弊害について的確に批判している。第二に、これに対して、あらたな処遇モデルとして、ナラティブによる回復・立ち直りモデルを提示し、処遇方法としての「改善」を自己変革としての「自分が変わる」ことへ置き換え、その実現が「自己物語」として形成されることを明らかにした。第三に、犯罪や非行からの「立ち直りの自己物語」の形成は、他者との関係性構築により、本人だけでなく他者をも成長させ、変化を促すことになる点で、「共生・共育」機能を持ちうることを示している。これらは、従来の「矯正」理念を根本的に転換し、「立ち直り」の場へと再構築する、新たな視座と理念の提示であり、将来の少年処遇に大きな影響を与えることになろう。この点で、理論的にも実践的にも新規性と独自性をもつものであり、高く評価できる。

もっとも、本論文には、なおいくつかの不十分な点があることも指摘しなければならない。第一に、本稿で提示された「立ち直り」モデルが現在の少年院処遇をどのように変革することになるのか、認知行動療法等と対置させつつ、その具体像をさらに明確化する必要があること、第二に、少年院処遇におけるナラティブの実践について更なる実証的研究が要請されること、第三に、本稿で提示されたモデルによれば、新しい少年院法はどのように評価され、また見直しが求められるのかを明らかにすること、などである。しかし、これらの点は、本論文を博士論文として評価すること

を妨げるものではなく、むしろ今後の課題として継続的かつ発展的な研究に期待すべきものである。

以上により、本論文は、調査委員全員一致で、博士課程修了により博士（法学）の学位を授与するに値するものであると認定する。